

平成23年7月25日

(建設業団体) の長 殿

東日本大震災に伴う復旧・復興工事の実施に当たっての 労働者派遣法の遵守に関する要請書

労働者派遣事業関係業務の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

被災地においては、東日本大震災に伴う復旧・復興工事が実施されているところですが、この度、建設業務については、労働者派遣事業が禁止されているにもかかわらず、労働者派遣が行われている事案が生じております。

これは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定（別添1）に違反するものです。

貴団体におかれましては、全国の会員企業に対し、被災地での復旧・復興工事の実施に当たっての、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の遵守に向けて、下記の点につき、改めて周知啓発していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

一、土木、建設その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備に係る業務である建設業務については、労働者派遣事業を行うことはできません（労働者派遣法第4条第1項第2号）。

労働者派遣の役務の提供を受ける者は、建設業務など労働者派遣事業が禁止されている業務に派遣労働者を従事させてはなりません（労働者派遣法第4条第3項）。

二、一般労働者派遣事業の許可を受けずに、又は特定労働者派遣事業の届出をせずに、労働者派遣事業を行うことはできません（労働者派遣法第5条第1項及び第16条第1項）。

労働者派遣の役務の提供を受ける者は、無許可・無届出で労働者派遣事業を行う事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けてはなりません（労働者派遣法第24条の2）。

労働者派遣事業の許可・届出事業者の一覧については、「人材サービス総合サイト」(<http://jinzai-sougou.go.jp>) において確認できます。

三、建設業務については、外部の労働力を利用する場合には、請負により業務を処理することができます。しかし、請負の形態で行う場合には、発注者が請負労働者に指揮命令をすれば、偽装請負として、違法な労働者派遣に当たることがあるので、そのようなことが行われぬよう十分に注意してください。

労働者派遣と請負との区分については、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年労働省告示第37号）の規定（別添2）及び「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（37号告示）に関する疑義応答集」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/haken-shoukai03.pdf>)を確認してください。

厚生労働省 職業安定局長

森 山 寛